

「定額減税」にあたって**5月中**に準備すること！

給与を支払う  
事業者の方

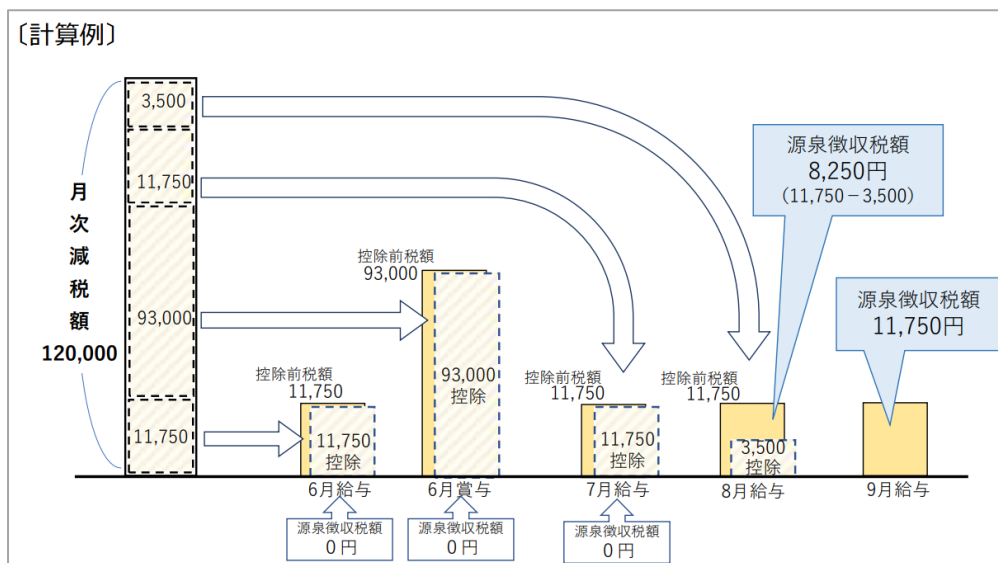
給与を支給する方の「扶養するご家族の人数」を把握する！

6月1日に  
在籍している方  
が対象！

↓  
1年以上日本に住んでいる  
給与収入が103万円以下（令和6年見込）※

※ ご家族にお給与収入以外もある場合はご相談ください

6月以降に支給する給与での源泉所得税額イメージ！



国税庁「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」（令和6年1月）より抜粋

「いくら減税額があるか」、6月以降は毎月「どれだけ控除しているか（控除額の残りはいくらか）」を役員の方を含め従業員皆さまについて把握しなければなりません！

給与計算システムをご利用の方は、各システムの対応状況をご確認ください。

（弊所よりご案内したシステムをご利用の方については、確認が出来次第、別途ご案内いたします。）

システムをご利用されていない方は、国税庁より「各人別控除事績簿」フォーマットが公表されています。その活用をご検討ください。

こんな社員がいた場合はどうする…？

6月2日以降に入社する  
社員がいたら

毎月の控除は行いません。  
年末調整で反映します。

6月2日以降に

結婚した！子供が生まれた！扶養でなくなった！  
（ご家族の異動があった場合）

毎月控除する額は、あくまで6月1日時点の減税額。  
最終的に、年末調整で精算することになります。

勤務先が自社だけではない

年末調整の際に「扶養控除等（異動）申告書」を提出した勤務先で定額減税を受けます。  
つまり、“メイン収入の勤務先”でのみ定額減税の対象となります。  
他に勤務先が無い、自社がメインの勤務先か、改めてご確認をお願いいたします。